

公 示

福岡県有明海区における水産動植物の繁殖保護を図るため、福岡有明海漁業協同組合連合会農共第1号第一種共同漁業権行使規則及び有共第1号第一種共同共同漁業権行使規則第4条第1項の規定により、下記のとおり、同規則第2条に掲げる漁業にかかる水産動植物の採捕を制限したので、同規則第4条第2項により公示します。

令和5年7月11日

福岡有明海漁業協同組合連合会
代表理事会長 西田 晴 征



令和5年9月1日から令和6年8月31日までの間の毎週土曜日は、農共第1号及び有共第1号の区域において、下欄に掲げる水産動植物を採捕してはならない。

採捕を禁止する水産動植物
あさり、もがい、たいらぎ、はまぐり、かき、しおふき、あかがい、はいがい、にし、まてがい、あげまき、うみたけ、からすがい、ばい、しゃみせんがい、くまさるぼう

ただし、福岡有明海漁業協同組合連合会が特に必要と認めた場合はこの限りではない。

